

# 《福祉支援課》

## 1 生活保護について【根拠法令：生活保護法】

福祉保健局（中部福祉事務所）は三朝町の住民に係る保護の決定を行い、被保護世帯への訪問・指導、保護費支払い事務など保護の実施機関としての業務を行っている。住民に最も身近な町は、保護申請等の受付・進達、保護費の交付など福祉事務所に協力している。保護の種類には、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類がある。

### (1) 平成27年度生活保護実施方針

#### ア 生活保護実施の基本方針

生活保護の運営にあたっては、要保護者に健康で文化的な生活を保障し、自立助長を図るとい生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、次のイ①から⑤を重点事項として保護の適正実施に努めるとともに、被保護者の自立支援を推進し、実施水準の向上を図ることとする。

#### イ 重点事項

- ① 保護の相談記録、ケース記録等の徹底
- ② 訪問調査活動の充実による指導援助の推進
- ③ 扶養能力調査の徹底
- ④ 資産及び収入の把握
- ⑤ 課税調査等の徹底及び不正受給の未然防止

### (2) 生活保護の実施体制（H27年度）

区分	査察指導員	現業員
現員	2人	1人
備考	福祉支援課長、課長補佐	担当員

### (3) 管内保護動向

市町村名	平成25年度 (平成26年1月末)			平成26年度 (平成27年1月末)		
	世帯数	人員	保護率 (%)	世帯数	人員	保護率 (%)
三朝町	35	50	7.4	34	50	7.4

※平成24年4月より県事務所所管は三朝町に係るものだけとなった。

## 2 児童福祉について

家庭における養育機能の低下、児童虐待、DV等に対応するため、保育所、母子生活支援施設等の役割がますます重要になってきており、これらの施設の円滑な運営を支援していく。

### (1) 保育所・児童館

保育所は倉吉市内に23か所、東伯郡内に12か所、認定こども園は倉吉市内に3か所、東伯郡内に14か所、児童館は倉吉市内に10か所、東伯郡内に6か所設置されている。当福祉保健局では、中部圏域の保育所及び児童館の適正な運営確保のための指導監査、施設整備に係る事前調整などを行う。

## **(2) 母子生活支援施設・助産施設**

### **ア 母子生活支援施設**

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のために就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談や助言等を行っている。

当福祉保健局では、上記保護者からの入所申込みがあったときは、その必要性を判断し、母子生活支援施設において母子保護を行う。

### **イ 助産施設**

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を行う。

## **3 ひとり親家庭等の自立支援について**

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐるさまざまな状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの諸事業を実施する。

### **(1) ひとり親家庭等相談**

母子・父子自立支援員を配置し、求職相談、資金貸付相談、生活一般の相談その他ひとり親家庭の相談に携わり自己決定・自己実現を支援する。

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、各市町役場窓口へ制度案内パンフレットを配置するとともに、随時、相談者の希望する日時・場所出張相談に応じる。

また、「ひとり親家庭福祉推進員」（県母子寡婦福祉連合会事業）が母子会に配置され、母子・父子自立支援員と協力して相談に応じる。

### **(2) ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業等相談事業）**

就労の支援については、ハローワークとの連携、資格取得支援等により自立度の向上を支援する。

#### **ア 無料職業紹介事業**

無料職業紹介事業により、ひとり親家庭の母又は父、寡婦に対する求職活動の支援を行う。

#### **イ 特別相談の実施**

ひとり親家庭等が抱えている複雑多岐な問題のうち、一般相談では解決できない問題について解決を図るため、専門家（弁護士等）による特別相談を実施する。

### **(3) ひとり親家庭自立支援給付金事業**

#### **ア 自立支援教育訓練給付金事業**

ひとり親家庭の親の職業能力開発の取組を支援するため、県があらかじめ指定した教育訓練講座の受講費用の一部を支給する。

#### **イ 高等職業訓練促進給付金事業**

ひとり親家庭の親が看護師や保育士などの就職に役立つ資格の取得を推進するため、2年以上養成機関で修業する場合で、かつ就労（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を図るため給付金を支給する。

### **(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付**

母子家庭、父子家庭、父母のない児童、寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要な母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

## **4 母子関係給付について**

### **不妊治療費等支援事業**

次世代育成の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び人工授精に要する経費の一部を助成します。